

募集説明書及び全般に関する質問への回答書

No-1	該当箇所	ページ	項目	質問内容	回答
1-1	募集説明書	1	第1 本書の位置付け	後日公表が予定されている「事業契約書（案）」と「基本協定書（案）」については内容が不明であるため、提出する提案書の内容と齟齬が出た場合（従事者の配置要件や資格要件など）、それは要求水準未達とはならないという認識でよろしいでしょうか。	提案書の内容と契約書と齟齬が生じた場合、齟齬の内容や程度、及び協議により判断します。 なお、現時点では、本募集説明書に添付している事業契約書（案）の別紙1～別紙4等を含む提供済みの資料を参照してご提案ください。
1-2	募集説明書	1		後日公表が予定されている「事業契約書（案）」と「基本協定書（案）」について、内容が不明であるため、応募者が受注後、それらに記載される内容を履行した際、追加の費用が発生した場合は貴連合のご負担ということよろしいでしょうか。	契約締結前の協議において広域連合と優先交渉権者との間で協議し、双方が合意の上契約を締結します。
1-3	募集説明書	1		後日公表を予定している「さかいクリーンセンター包括管理に関する事業契約書（案）並びにさかいクリーンセンター包括管理運営事業に関する基本協定書（案）」と記載がありますが、早々に公表されとの認識でよろしいでしょうか。また、公表された際に事業契約書（案）及び基本協定書（案）の質問についても受け付けてもらえるとの認識でよろしいでしょうか。事業契約書（案）と基本協定書（案）は、募集説明書と一体となる資料であることが記載されており、提案書や見積書等にも影響が生じると思われますので、早々に確認したく存じます。	優先交渉権者に提示する予定です。
1-4	募集説明書	3	5 業務範囲 （1）民間事業者の業務範囲	「カ その他管理業務（清掃、防火管理、警備・防犯、見学者対応等）」とありますが、ここで言う”警備”とは警備業の許可が必要な業務ではなく、施錠管理や防犯設備発報による初期対応を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 2-30のとおりです。
1-5	募集説明書	3	(2) 広域連合の業務範囲	広域連合許可業者とは、貴連合ホームページに記載ある「坂井地区広域連合 概要」のp.10に記載ある福井環境事業株式会社、栄衛生社、ヤスダ有限会社、有限会社坂井清掃の4社以外にはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-6	募集説明書	4	6 施設概要 （2）土地の取得等に関する事項	「実施に必要な範囲においてこれを無償で使用できる」とありますが、有償になる例をいくつかご教示願います。	本事業の実施及び用地の位置づけに対して目的外使用となるものが該当します。
1-7	募集説明書	5	8 交付金の適用について	「広域連合が行うその他各種申請・届出についても、広域連合の支援を行うものとする。」とありますが、具体的にどのような支援を想定されておりますか。	本業務の範囲内の実績データ、受託者が作成した関連図書館データなどの提供です。
1-8	募集説明書	5	資源化物の販売収入	市民への販売の有無及び販売方法について受託者にて決定してよろしいでしょうか。また、市民へ販売する場合、料金の受渡についても受託者所掌でしょうか。	No. 2-25のとおりです。
1-9	募集説明書	6	第3 民間事業者選定等のスケジュール	令和8年2月中旬の事業契約の締結から3月31日までは事業開始前の準備期間との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-10	募集説明書	6	参加者によるプレゼンテーションの実施	ここに記載のプレゼンテーションとはヒアリングの意味でしょうか。	プレゼンテーションはヒアリングではありません。 プレゼンテーションは、応募者の提案内容を概略説明していただくものです。
1-11	募集説明書	6	第3 民間事業者選定等のスケジュール	現地見学会および関連資料の閲覧日以前に質問の受付が終了するスケジュールとなっておりますが、見学会および関連資料の閲覧時に発生した質問については随時受付いただけるのでしょうか。	必要に応じて質疑回答期間を設けます。
1-12	募集説明書	6	プレゼンテーションの実施	令和7年11月下旬にプレゼンテーションの予定がありますが、広域連合様が不要と判断した場合は実施されないとの理解でよろしいでしょうか。	プレゼンテーションは、現時点では実施予定です。
1-13	募集説明書	7	第4 （2）募集者の資格要件	イの資格要件には、集落排水処理施設での資源化設備運転管理実績は含まれるか	集落排水処理施設での資源化設備運転管理の実績は含みません。 し尿処理施設での資源化設備運転管理の実績は含みます。
1-14	募集説明書	7	応募者の資格要件	複数の構成員による場合は、全構成員によってア、イ及びウの要件を満たせばよいとなっていますが、アの汚泥再生処理センター等の運転管理実績及び建設実績は、構成員が単独で実績を有していなければならぬという解釈でよろしいでしょうか。イも同様でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-15	募集説明書	8	4 応募に関する留意事項 （1）募集説明書等の承諾	「参加表明書（様式3）の提出をもって、募集説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、後日公表が予定されている「事業契約書（案）」と「基本協定書（案）」については内容が不明のため、承諾可否の判断ができません。これらの書類は本項記載から除かれるという解釈でよろしいでしょうか。	後日公表書類については、お見込みのとおりです。
1-16	募集説明書	9	第4 応募に関する条件等 4 応募に関する留意事項 （5）著作権	「広域連合はこれを無償で使うことができる」とありますが、著作権は応募者に帰属しますので、使用する前には事業主に確認・協議をしてもらえるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-17	募集説明書	10	(1 2) その他	「応募公告以降、募集説明書等を補完、修正する追加資料を広域連合が公表又は配布した場合は、当該追加資料が募集説明書等の内容に優先するものとする。」とありますが、現時点で公表されていない「事業契約書（案）」と「基本協定書（案）」はこれに該当しないという理解でよろしいでしょうか。公表されていないこれらの書類が最優先されると、応募者は何を根拠に各種の計画立案を行えばよいのか分からなくなります。	原文は、図書館の優先順位を示したものです。後日公表書類の取扱いはNo.1-15のとおりです。
1-18	募集説明書	15	ヒアリングの実施	令和7年11月下旬にプレゼンテーションの予定がありますが、広域連合様が不要と判断した場合は実施されないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 1-12のとおりです。
1-19	募集説明書	15	開札手続き	開札は応募者立会いのもと11月下旬に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	本公募はプロポーザル方式であり、開札手続きはありません。
1-20	募集説明書	16	第6 民間事業者の選定等 6 契約手続き等 （1）基本契約の締結	「優先交渉権者決定後、速やかに基本契約を締結」とありますが、基本契約は基本協定書の誤記でしょうか。また、PFIやDBOのように多数の企業で組成された応募グループとしての参加やSPCを設立しない応募者に限っては、基本協定書の締結を省略できるとの認識でよろしいでしょうか。	「基本契約」は「基本協定書」の誤記です。なお、基本協定書の締結省略については、原文を維持します。
1-21	募集説明書	16	契約手続等	基本契約書(案)は事業契約書(案)と同様、後日公表されとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-22	募集説明書	16	契約手続等	SPCの設立は任意選択との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-23	募集説明書	17	3 応募時の提出書類 ④ 提案書の電子データ（CD-ROM）	CD-ROMのディスク表面にはどのような内容を印字すればよろしいでしょうか。また、印字は不要でしょうか。ご教示願います。	提案者名、事業名が判別できるようにしてください。印字は必須ではありませんが、円滑な取扱いのため推奨いたします。
1-24	募集説明書	19	別紙1 1 処理委託費の構成	変動費-2の電力費について、燃料費調整額と再生可能エネルギー発電促進賦課金の扱いについてご教示願います。	いずれも電力料金に含まれる費用として、変動費-2「電力費」に含めて取り扱います。
1-25	募集説明書	20	処理委託費の算定方法	修繕更新費（大規模修繕費）は契約期間全体の平準化支払額（10 年均等額）とせず、受託者が実施年度の前年度に広域連合様に提出した費用にもとづき実施年度に一括支払いいただけませんか。 大規模修繕は受託者の発生費用も多大であることが想定され、単年度期間における受託者の事業採算性に影響を及ぼすことが想定されます。	原文を維持します。
1-26	募集説明書	23	別紙3（案）処理委託費の見直し	固定費「その他維持管理・運営費（人件費を除く）」の指標について、企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」（日本銀行調査統計局）は下水道料金であり、一般的には料金改定がおこなわれないので、ほぼ横ばいで変動のない指数です。本指数では実態に整合しないと思慮します。つきましては、本対象指数を企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道・廃棄物」（日本銀行調査統計局）「その他技術サービス」と読み替えていただけますでしょうか。	「固定費「その他維持管理・運営費（人件費を除く）」の指標については、「企業向けサービス価格指数・諸サービス「廃棄物処理」（日本銀行調査統計局）」とします。募集説明書の記載は修正します。
1-27	募集説明書	23	処理委託費の見直し	固定費（その他維持管理・運営費（人件費を除く））の指標は、下水道料金になりますので、改定の対象となる費用と異なります。指標の変更を要望します。	No. 1-26のとおりです。
1-28	募集説明書	23	処理委託費の見直し	費用の見直しは区分毎に行い、区分毎に1.5%を超過する増減があった場合にそれぞれの区分の費用を見直すということで宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
1-29	募集説明書	24	処理委託費の見直し	算定式によると変動率を超えた分だけ改定を行う（例えば1.6%だった場合、0.1%のみ改定）こととなっていますが、指標は1.6%の時のものとなり、改定された場合は指標と改定金額に相違が生じます。改定を行う場合は、変動率の全額の改定をお願いします。	原文を維持します。
1-30	募集説明書	25	修繕更新費	前年度の4月～3月末までの支払った電力料金（基本料金を含み、消費税を除く）÷前年度の4月～3月末までの電気量を基にとりありますが、消費税を含む料金で改定を行うと理解してよろしいでしょうか。	改定は消費税を除いた額にて行い、受託者への支払額は消費税を含めて行います。
1-31	募集説明書	17	第7 提出書類	-	「営業報告書」を「事業報告書」と修正します。

要求水準書に関する質問への回答書

No-1	該当箇所	ページ	項目	質問内容	回答
2-1	要求水準書	1	総則	「本要求水準書に明記されていない事項であっても、受託者～中略～の責任において遂行又は完備する」と記載があります。 これに対して受託者は本業務開始後、著しく要求水準書を逸脱している業務が発生する可能性があると判断した場合、広域連合様との協議により実施可否（場合によっては有償実施も含む）とさせていただきますようお願いいたします。	お見込みのとおりです。
2-2	要求水準書	4	3 業務の概要 3.3.1 地域への貢献	「地元自治会への協力」とありますが、協力する具体的な内容をご教示願います。また、予算計上が必要なお金があれば併せてご教示願います。	これまで、地元お祭りへの寄付、催事への参加などがありました。
2-3	要求水準書	6	第1章 4 業務方針 4.1実施体制等	「人員の変更等は広域連合の承諾を受けなければならない」とありますが、本事業は派遣ではなく業務委託に該当します。したがって、受託者にて業務を遂行できる体制であれば、貴連合の承諾は不要と考えます。 人員の変更等の際は、広域連合に通知することの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-4	要求水準書	7	4.6 セルフモニタリング	「本事業に係る財務状況が安定していることを確認」とありますが、単独企業、JV、SPCの場合について、各々どのような判断基準で財務状況の安定性を評価されるのかをご教示願います。	財務指標を算出し確認します。 なお、新規SPCの場合は、金融機関・出資会社などの支援策も含めて確認します。
2-5	要求水準書	7	セルフモニタリング	本業務に係る財務状況が安定していることを確認するためのモニタリングに関し、～広域連合の確認を受けるとありますが、これはSPC設立を行う場合にのみ設定という理解で宜しいでしょうか。	単独法人、グループの場合（JV）も確認します。 確認方法、内容は契約協議にて確定します。
2-6	要求水準書	9	第1章 7 業務の範囲 7.1本業務の範囲	施設の警備とありますが、ここで言う警備は警備業法に該当しない保安業務との認識でよろしいでしょうか。	No. 2-30のとおりです。
2-7	要求水準書	13	第1章 9 関係法令の遵守等 9.2許可申請	許認可申請について記載されていますが、本業務においてどのような事象を想定されているのかをご教示願います。	現時点では、肥料登録の更新を想定しています。
2-8	要求水準書	15	業務用薬役務	本業務に要する光熱水等には、薬品も含めるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-9	要求水準書	15	保険	建設工事とは異なり、包括管理運営業務においては昨今の他事例に倣い、契約保証金の納付や履行保証保険（保険料が高額となります）の付保は不要と考えております。この点について柔軟なご判断を賜いましたら幸いです。	当該箇所については、第三者賠償保険等に関する記載になります。 なお、契約保証金の納付や履行保証保険は、当広域連合の規則に準じた取り扱いとなります。
2-10	要求水準書	17	2.4 施設の開錠日及び時間	「開錠日においても広域連合が事前に指示する場合は開錠日とする。」とありますが、これにともなう追加費用については、別途固定費の追加費用を、貴連合のご負担として精算いただけるという認識でよろしいでしょうか。また、貴連合にて予算計上されているのであれば、その内容をご開示願います。	施設の開錠については、当広域連合職員でも可能のため、開錠のみの指示を行う予定はありません。なお、バキューム車の受入に関する開錠については、追加費用の支払いはいりません。例年、0～2日/年の開錠がありますので、予め考慮ください。
2-11	要求水準書	17	開錠指示日清算	開錠指示日の対応費は別途清算とさせていただきます。	No. 2-10のとおりです。
2-12	要求水準書	18	3 資源化物（堆肥化物）の品質	「溶出基準を満足するものとする。」とありますが、設備としてこれらの基準を満たすためのものは設置されておらず、基準未達となった場合、受託者がその責を負うということはないという認識でよろしいでしょうか。	
2-13	要求水準書	18	資源化物（堆肥化物）の品質	肥料登録が令和8年8月9日までとなっていますが、6.堆肥化物販売業務が受託者の責となることから有効期限日以降の生産業者情報は受託者に変更となるのでしょうか。	生産業者情報は現行と同じと考えていますが、詳細は契約協議にて決定します。
2-14	要求水準書	18	資源化物（堆肥化物）の品質	搬入物由来にて堆肥中に有害物質が検出され販売できない場合、処分にかかる費用負担及び対応については広域連合様との認識でよろしいでしょうか。堆肥化物の検出成分については、受託者側の不可抗力と判断します。	お見込みのとおりです。
2-15	要求水準書	22	1.4 受付時間	本項に記載される受付時間はバキューム車の搬入時間を示しており、資源化物（堆肥化物）の受入時間ではないとの認識でよろしいでしょうか。堆肥配布時間と混在しています。 （8:30～12:00、13:00～15:50） 従来はバキューム車搬入時間は受入時間です。 （8:30～12:00、13:00～15:50） 受付時間は堆肥配布時間です。（9:00～12:00 毎週火・木曜日）この表記だと堆肥配布も受入と同等に行う様にとらえられます。	お見込みのとおりです。 バキューム車搬入時間：（8:30～12:00、13:00～15:50） 堆肥配布時間：（9:00～12:00 毎週火・木曜日）となります。 但し、業務の見直し等により、受付時間等の変更が必要となった場合は、別途協議とさせていただきます。
2-16	要求水準書	22	1.4 受付時間	「土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始及び受付時間外においても、広域連合が事前に指示する場合は、本業務範囲として受付業務を行う。」とありますが、これにともなう追加費用については、別途固定費として貴連合のご負担により精算いただけるという認識でよろしいでしょうか。また、貴連合にて予算計上されているのであれば、その内容をご開示願います。	No. 2-10のとおりです。
2-17	要求水準書	22	1.4 受付時間	連休中（GW・お盆・年末年始）に関して、搬入業者の業務計画を事前に情報発信していただくことは可能でしょうか。	可能です。但し、受託者から直接許可業者に確認を行っていただく場合もありますので、ご注意ください。
2-18	要求水準書	22	受付時間	受付時間は記載の通りバキューム車搬入時間とし、資源化物の配布は従来通り1～2回/週、9:00～12:00を継続としてよろしいでしょうか。	No. 2-15のとおりです。
2-19	要求水準書	22	受付時間	連休中（GW・お盆・年末年始）に関して、搬入業者の業務計画を事前に情報発信することは可能でしょうか。 また、8/15は毎年搬入台数が1～2台の状況ですが施設の受け入れを調整することは可能でしょうか。	連休中に関しては、No. 2-17のとおりです。 8月15日については、現時点で調整する予定はありません。特定の時期の受け入れの調整については、市民の汲取日時希望や許可業者の業務によりしますので、困難です。
2-20	要求水準書	24	2.3残渣等の処理	し渣及び沈砂用のプレキシブルコンテナは、受託者準備となっていますが、数量をご教示ください。	近年の実績は、約20袋となっております。今後のし尿等量から応募者にて数量算定願います。
2-21	要求水準書	25	施設設備の補修	突発故障の補修について施設設備の経年劣化、災害など不可抗力による故障であることを受託者が合理的に説明し広域連合様に承諾をいただいた場合、補修にかかる費用は広域連合様にご負担いただけるでしょうか。	災害など不可抗力による故障については、お見込みのとおりです。 施設設備の経年劣化などの場合は、点検状況、補修計画・実施結果などを踏まえるものとします。
2-22	要求水準書	26	第3章 4 測定分析等業務 4.1処理性能測定分析	表内に測定項目が示されていますが、放流水（重金属類）、脱水ケーキ成分、原水水質、肥料成分について測定する詳細な内容についてご教示願います。	現在測定している項目を別途、要求水準書に後方に添付いたします。この項目に倣うようお願いいたします。
2-23	要求水準書	26	処理性能測定分析	水質分析は施設内の分析器具による分析回数を1回/週、第三者機関による分析回数を1回/月と定めてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
2-24	要求水準書	28	点検補修等資機材調達	なお、施設内の分析ではBODの代替としてCODを測定・記録・報告します。 すべて新品とする必要がありますが、破砕ポンプの刃類は使用後に肉盛りを行って再生し、再利用することもありますので、再生品の使用もご承知願います。	原文を維持しますが、再利用を提案する場合は、提案書にそのリストを提示し、理由を明記願います。
2-25	要求水準書	29	堆肥化物の引取り	6.1堆肥化物は、堆肥袋(15kg)またはプレキシブルコンテナに梱包する。なお、それらの割合については、広域連合と協議のうえ、決定するとありますが、6.2資源化物（堆肥化物）の販売は受託者の責となっていることから、これら割合については受託者が決定してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、住民配布優先を条件としますので、受託者による決定は認めません。
2-26	要求水準書	29	堆肥化物の販売	堆肥化物について有効利用先の事情により、やむを得ず有効利用不可能となった場合に受託者が廃棄物として処理を行った際にこれをペナルティ対象外としてお認めいただけますでしょうか。	原文を維持しますが、状況により協議に応じるものとします。
2-27	要求水準書	29	堆肥化物の販売	前項の質問に関連して同様の事情により受託者が廃棄物として処理を行った際に広域連合様に代かかかる費用をご負担いただけませんか。	No. 2-26のとおりです。
2-28	要求水準書	29	堆肥化物の販売	受付以外での販売については、受託者に一切を責として委託すると理解し、販売価格及び堆肥袋とプレキシブルコンテナの生産量及び優先については受託者が決定するものとしてよろしいでしょうか。 また、受託者の責によらない現行価格の維持が困難な状況が発生した場合は、販売価格について貴連合と協議できるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 2-25のとおりです。 後段については、住民配布の価格は広域連合の指示によるものとします。
2-29	要求水準書	29	堆肥化物の販売	堆肥の販売、収入が受託者所掌となる場合、堆肥袋に記載している販売者は受託者に変更となりますでしょうか。変更する場合、手続きに係る費用負担は受託者でしょうか。	No. 2-13のとおりです。
2-30	要求水準書	30	施設の警備	本業務は受託者が広域連合様に承諾を得て、必要と考える業務を警備会社等と契約して実施するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-31	要求水準書	31	8.1.1 記録の電子化	「関連する契約条項」とありますが、該当する図書と記載箇所についてご教示願います。	該当する図書は、後日提示する契約書(案)です。 現時点においては、業務要求水準書「8.2業務の報告」に該当するものを想定しています。
2-32	要求水準書	31	8.2 業務の報告	定期報告は電子メールにて提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は契約協議にて決定とします。
2-33	要求水準書	32	9.1 引継ぎの条件	「本施設を引き継いだ後の5年間は広域連合が供用することができる状態で引き継ぐものとする。」とありますが、どのような基準で”共用することができる”と判断されるのか、その基準をご教示願います。	本業務の契約内容を満足し、通常の点検、補修などにて供用できる状態かで判断します。
2-34	要求水準書	32	9.1 引継ぎの条件	「本施設を引き継いだ後の5年間は広域連合が供用することができる状態で引き継ぐものとする。」とありますが、この5年以降の施設運用のお考えがありましたらご教示願います。	現時点ではありません。
2-35	要求水準書	32	9.1 引継ぎの条件	「広域連合に引き継いだ後の1年間は、広域連合の定期点検及び定期補修にて対応できる状態で引き継ぐものとする。」とありますが、貴連合が想定されておられる定期点検と定期補修の内容をご教示願います。また、その内容で発見できない瑕疵やそれに起因する不具合については受託者が責を負わないという認識でよろしいでしょうか。	前段は、本業務の要求水準書に示す内容を準用する予定です。 後段は、瑕疵（契約不適合）及びそれに起因する場合は、受託者が責を追うものです。
2-36	要求水準書	32	9.2 施設の引継ぎ	「受託者が実施した精密機能検査及び点検・補修業務結果の報告を基に、本施設の引継ぎ条件を満たしているかの判断を広域連合が行う。」とありますが、その判断基準をご教示願います。また、その基準は「9.1 引継ぎの条件」にある貴連合が行う定期点検と定期補修の実施を踏まえたものなのでしょうか。	No. 2-33のとおりです。
2-37	要求水準書	32	引継ぎの条件	5年間は広域連合が供用できる状態とは大規模修繕は不要とした状態との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-38	要求水準書	33	10.3 見学者への説明	見学者に対する安全確保について、受託者は安全ルートの確保や暗所への照明設置等、現場での安全確保を行えばよく、服装や履物等、現場に入るにあたっての事前の安全確保は貴連合が行うとの認識でよろしいでしょうか。また、それに違反する行為が見学者にあった場合、その対応は貴連合が行うとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。但し、ヘルメット等の装備については、受託者で準備願います。 また、見学者への注意喚起、広域連合が行う対応支援の協力を願います。
2-39	要求水準書	33	10.3 見学者への説明	日程の調整は受託者との協議によるものとし、従事者の業務負荷や業務スケジュールを踏まえた安全確保を考慮していただくとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-40	要求水準書	33	10.3 見学者への説明	受託者は見学者への案内・説明補助を、貴連合は司会・進行等を対応して頂ける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-41	要求水準書	33	10.2 国費等申請報告	国費の申請については、どのような内容を想定されておりますか。	現時点での具体的な見込みはありませんが、災害による被災、新たな国庫支援策が設けられた場合などの想定しています。
2-42	要求水準書	33	見学者対応	見学者への案内・説明補助は受託者が行いますが、司会、進行は広域連合で対応していただく認識でよろしいでしょうか。	No. 2-40のとおりです。
2-43	要求水準書	34	【添付資料1：業務対象範囲図】	ハッチングされた箇所は何を意味するのかをご教示願います。	場内道路・駐車場及び施設出入口付近を示したものです。
2-44	要求水準書	37	添付資料4 リスク分担表	不可抗力リスクは、一般的に誰も予見できないリスクであるため、通常は発注者がリスクを負担することが通例とされています。したがって、本内容も貴連合がリスクを負担していただくよう変更願います。	要求水準書に記載のとおり、協議により対応するものとします。
2-45	要求水準書	37	添付資料4 リスク分担表	業務リスク（想定外リスク）について、第三者の加害行為による事象については、受託者の帰責事由にならないと思慮いたしますので、貴連合がリスク負担としていただくよう変更願います。	要求水準書に記載のとおり、協議により対応するものとします。
2-46	要求水準書	37	不可抗力リスク	不可抗力に関しては、改めて事業契約書にて取り決めがあるものと思料致しますが、年間事業費の100分の1を超えるものについては免責が相当であると考えます。	お見込みのとおりです。
2-47	要求水準書	38～40	添付資料5	設備機器一覧に2026年度から2035年度までの整備計画が記載されていますが、予防保全の考えに基づき機器の状態によって整備の前倒しや延期等の時期や整備内容の変更を実施してよろしいでしょうか。	変更に当たっては事前の協議を行い、決定するものとします。

審査基準書に関する質問への回答書

No-1	該当箇所	ページ	項目	質問内容	回答
3-1	審査基準書	4	得点化方法	「① 提案見積金額以外の審査項目の得点化方法」と「② 提案見積金額の得点化方法」の結果の比率の記載がございません。得点の比率をご教示願います。	後日、広域連合ホームページ等にて公表する予定です。
3-2	審査基準書	5	第3 ヒアリングの実施	日時、場所、ヒアリング内容等については事前に応募者に通知するとありますが、どのタイミングで通知されるのでしょうか。ヒアリング参加者等の調整も必要になりますので、ヒアリングを実施する場合はできる限り早めに通知をお願いします。	ご要望に添うように努めますが、日程にも限りがありますので、ご協力お願いいたします。
3-3	審査基準書	6	定量化審査項目	SPCを通じて参加する場合の記載がありますが、単独参加の場合はどのような内容を記載すれば良いでしょうか。 また、企業グループ（JV）での応募を検討していますが、その場合は各構成員の人的・技術的・財務的支援体制を記載すれば良いでしょうか。	「SPCを通じて参加する場合」とある記載は、SPC参加者にのみ求めるものです。単独参加の場合は、提出書類記載要領及び様式集「2 参加資格確認申請時の提出書類」の「附属書類」に基づき、当該企業の人的・技術的・財務的体制を記載してください。 また、企業グループ（JV）の場合は、各構成員の人的・技術的・財務的体制について記載してください。
3-4	審査基準書	7	（4）危機管理・安全対策に関する事項 ① リスク管理及び事業継続性の確保	「ウ 本業務に効果的と考えられる保険の付保について、優れた提案がなされているか。」とありますが、貴連合が本業務に関連して加入する保険についてご教示願います。	本業務に関連する保険については、応募者において適切と考える内容を提案してください。
3-5	審査基準書	8	（4）② 災害・緊急時対応体制の整備	「イ 無人施設の運用、夜間・休日の緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制、現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制について、優れた提案がなされているか。」の無人施設とはどのような施設であるかご教示願います。	「無人施設」とは、夜間・休日など人員が配置されない状態を指します。
3-6	審査基準書	8	（6）地域貢献・社会貢献に関する事項	地元人材の活用とは、維持管理に係る所員のことを指しているのでしょうか。また、「地元」の対象範囲をご教示願います。	「地元人材」の対象、「地元」の範囲については、応募者において適切と考える範囲を設定のうえ、ご提案ください。
3-7	審査基準書	6～8	定量化審査項目	各審査項目の配点をご教示頂けないでしょうか。	No.3-1のとおりです。

提出書類記載要領及び様式集に関する質問への回答書

No-1	該当箇所	ページ	項目	質問内容	回答
4-1	提出書類記載要領及び様式集	1	1 一般的事項	「⑦ 製本に当たっては、再利用に不向きな素材を使用しないこと。」とありますが、用いるファイルは応募者の任意で選択すればよろしいでしょうか。	提出書類記載要領の記載に沿って、応募者にて選択をお願いします。
4-2	提出書類記載要領及び様式集	2	参加資格確認申請時の提出書類	附属書類である印鑑証明書、登記簿謄本、納税証明書は写しの提出でよろしいでしょうか。	附属書類については写しではなく、原本をご提出ください。
4-3	提出書類記載要領及び様式集	3	4 応募時の提出書類	「提案書は所定の順番（下表の並び順）」でまとめるとありますが、袋綴じ製本とファイル綴じ製本には様式9（応募書）を含めなくてよいとの認識でよろしいでしょうか。	見込みのおとりです。
4-4	提出書類記載要領及び様式集	5	提案書の電子データ（CD-ROM）	「上記提案書の電子データ一式をCD-ROMに収納し、提出すること。」とありますが、保存するファイル名に指定はありますか？	保存するファイル名の指定はありません。ただし、内容が明確に分かるよう統一的で分かりやすい名称を付してください。
4-5	提出書類記載要領及び様式集	5	提案書の電子データ（CD-ROM）	「上記電子データの他、提案書を通して印刷できるようにしたPDF形式データを取納すること。」とありますが、これは各様式のPDFデータを一つにまとめるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのおとりです。
4-6	提出書類記載要領及び様式集	28	様式1 4 処理委託費明細書（修繕更新費）	本費用はあくまで計画段階のものであり、その時の部品納期や機器の状態等を踏まえて、必要に応じて受託者が適時見直しを行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	本費用は計画段階における見積りであり、契約後は契約書に基づき精算されます。部品の納期や機器の状態等に応じた対応は、契約で定められた手続きの範囲内で行われることとなります。
4-7	提出書類記載要領及び様式集	30	様式1 6 受入・受付業務及び運転管理業務	「① 繁忙期の受入・受付対応（考え方、指示・誘導の方法、関連設備等）」「② 冬季降雪時の受入・受付対応（考え方、指示・誘導の方法、関連設備等）」の関連設備とはどのような設備であるかご教示願います。	繁忙期や降雪時において安全かつ円滑な受入・受付対応を行うにあたり、応募者が有効と考える備品・器具・機器類です。
4-8	提出書類記載要領及び様式集	31		「② 地球温暖化防止（CO2 排出抑制、緑化等）」とありますが、“緑化”とはどのような視点で評価されるのか、その基準をご教示願います。	応募者提案によるCO2排出抑制量などから評価します。CO2排出抑制量も提示ださい。
4-9	提出書類記載要領及び様式集	37	様式2 3 災害・緊急時対応体制の整備	「① 地震対策（設計条件、施設構造上の対策等）」「③ 台風対策（シャッター・窓等の耐風圧性等）」に設計に関する記載がございます。本業務とのかかわりについてご教授願います。また、様式19の「地震、水害等の災害時対応の考え方（対応方法、協力体制、連絡体制等）」と本様式にある「地震、水害、水量異常、停電、重故障等の自然災害・緊急事態に対して、本施設の安全性や継続的な運転を確保するための備えや対応策について記述してください。」の中で、地震と水害が各々の様式で記載を求められています。各々どのような視点で記載すれば良いのかご教示願います。	様式19は本施設の維持管理上の対応、様式23は大規模災害時のBCP・受入体制等を含む対応を記載してください。この区分を明確にするため、様式19・様式23および審査基準書（別紙）定量化審査項目を修正します。No. 4-10も参照ください。
4-10	提出書類記載要領及び様式集	37	様式2 3 災害・緊急時対応体制の整備	自然災害・緊急事態に対して「地震、水害、水量異常、停電、重故障等」が例として挙げられていますが、応募者に求める記載は「① 地震対策（設計条件、施設構造上の対策等） ② 水害対策 ③ 台風対策（シャッター・窓等の耐風圧性等） ④ 防火対策 ⑤ その他」とあり、項目が一致しておらず整合性がないように思われます。どのように解釈すればよろしいでしょうか。また、ここにある「水量異常」とは具体的にどのような事象を想定されておられるのでしょうか。以上、ご教示願います。	「設計条件、施設構造上の対策等」及び「シャッター・窓等の耐風圧性等」といった設計に関する記載は様式23から削除します。あわせて、「水量異常」については本業務の対象外とし、記載を求めません。No. 4-9も参照してください。
4-11	提出書類記載要領及び様式集	39	様式2 5 地元人材・企業の活用方法	「1 地元企業との協力、連携、地元住民の雇用等、地域の企業及び人材の活用に係る地域への貢献について記述して下さい。」とありますが、本業務は建設工事がないため、資材調達に該当する業務が皆無と思われます。どのような視点で評価されるのか、その視点についてご教示願います。	応募者が本業務を受託した際に、説明書に示すとおり地域の企業及び人材の活用に係る地域への貢献の考え方、取組、実行内容などを評価します。
4-12	提出書類記載要領及び様式集	2	附属書類	-	「営業報告書」を「事業報告書」と修正します。